

口語詩句新人賞に関する規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人佐々木泰樹育英会(以下「本財団」という。)定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 新人賞の選考

(受賞者の資格)

第2条 本財団による口語詩句新人賞の対象者(以下「受賞者」という。)は、日本国籍を有するもののうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1)口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌に対する創作意欲がある方
- (2)優れた作品を通じて、文学の発展に寄与するという熱意を有する方
- (3)応募前年4月1日時点で、大学生以上35歳以下の方(A)、もしくはAに該当しない方のうち、口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌の作品の創作開始より11年未満である方(但し、20年以上の創作期間のブランクがあった場合、創作を再開した日を創作開始とみなす)

(賞金)

第3条 賞金は理事会が決定する。

- 2 受賞者の区分、人数及び賞金額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。
- 3 賞金は、第8条第1号、第3号又は第4号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(新人賞応募手続)

第4条 新人賞志望者は、別途定める応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。

(新人賞選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、受賞者となる資格を付与する者(以下「合格者」という。)を選考する。

- 2 選考分科会は、新人賞志望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

(決定通知)

第6条 理事長は、新人賞授賞式において、合格者に対し、表彰状を授与する。

- 2 合格者は、前項に定める通知書の受領をもって、受賞者たる地位を取得する。

3 受賞者は、正当な理由なく、本条第1項に定める受賞式に欠席した場合、受賞者となる資格を失う。

(賞金の給付)

第7条 賞金の給付は、受賞者が指定する金融機関に設けた受賞者本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(賞金給付の中止)

第8条 本財団は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、賞金の給付を中止することができる。

(1) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき

学生たる地位を喪失したとき

(2) 賞金の給付を受けることを辞退したとき

(3) 受賞者の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき

(4) その他受賞の取消事由が生じたとき

(受賞者の義務)

第9条 受賞者は、口語詩句の創作に励み、優れた考え方の涵養に務めなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第11条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附則

1 本規程は、2019年11月19日から施行する。